

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織等)</p> <p>第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>(1) 部並びに室、課、<u>政策調査監</u>（以下「課等」という。）及び機関</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 広域支部委員は、別表第4に掲げる構成地方支部の長をもって充てる。</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 支部長は、広域振興局副局長（以下「副局長」という。<u>2以上の副局長を置く場合</u>にあつては、広域振興局長があらかじめ定める副局長）、<u>広域振興局総合支局長及び地方振興局長</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 支部委員は、<u>広域振興局、広域振興局総合支局</u>（以下「総合支局」という。）及び地方振興局の部、広域振興局、総合支局及び地方振興局に置かれる出先機関並びに別表第5に掲げる地方支部の構成機関（<u>広域振興局、総合支局及び地方振興局を除く。</u>）の長をもって充てる。</p> <p>(班)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 班に、班長及び副班長を置き、<u>班長にあつては別表第6の中欄に掲げる職にある者を、副班長にあつては同表の右欄に掲げる職にある者</u>をもって充てる。</p> <p>3 班に班員を置き、別表第6の<u>中欄に掲げる者の部下</u>の職員をもって充てる。</p>	<p>(組織等)</p> <p>第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>(1) 部並びに室、課、<u>調査監</u>（以下「課等」という。）及び機関</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 広域支部委員は、別表第4に掲げる構成地方支部の長及び<u>広域支部長が構成地方支部の支部委員のうちから指名する者</u>をもって充てる。</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 支部長は、広域振興局副局長（以下「副局長」という。<u>県南広域振興局にあつては、広域振興局長があらかじめ指名する副局長</u>）及び<u>広域振興局経営企画部長</u>（<u>県南広域振興局にあつては、総務部総務センター所長</u>）をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 支部委員は、別表第5の<u>左欄に掲げる地方支部及び同表の中欄に掲げる所管区域の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる構成機関又は組織の長</u>をもって充てる。<u>ただし、広域振興局にあつては、広域振興局の部長</u>をもって充てる。</p> <p>(班)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 班に、班長を置き、別表第6の<u>左欄に掲げる班の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる職にある者</u>をもって充てる。<u>ただし、特別の事情がある場合においては、同表右欄に掲げる構成機関又は組織の長が協議して適当と認める者に班長を行わせることができる。</u></p> <p>3 班に、<u>副班長及び班員</u>を置き、<u>副班長にあつては別表第6の右欄に掲げる班の構成機関又は組織の中から班長が指名し、班員にあつては、同表の右欄に掲げる班の構成機関又は組</u></p>

第24条 [略]

2 [略]

3 緊急初動特別班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、本部にあつては総務部長が各部局長及び教育長と協議して、地方支部にあつては副局長、広域振興局総合支局長及び地方振興局長がそれぞれ指名する。

4 [略]

(配備体制)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分	配備基準	配備職員の範囲
(1) 本 指定職 部	[略]	
員配備 (1号)体制 (以下 「指定 職員配 備体制 」とい う。)	ア 所管区域内に気象警報、 <u>洪水警報、北上川上流洪水 予報のうちのはん濫警戒 情報又は知事が指定した 河川への水防警報が発表 され、かつ、相当規模の災 害が発生し、又は発生する おそれがある場合におい て、本部長が指定職員配備 体制の指令を発したとき。</u> イ 所管区域内に大規模な <u>火災、爆発等による相当規 模の災害が発生し、又は発 生するおそれがある場合 において、本部長が指定職 員配備体制の指令を発し たとき。</u> ウ 所管区域内の市町村に <u>震度5強の地震が発生し た場合</u> エ 栗駒山に噴火警報(居住 <u>地域)又は噴火警報(山麓)</u> が発表された場合 オ その他本部長が特に必	広域支部長、副広 域支部長、広域支 部委員及び主査 相当職以上の職 員で広域支部長 が指名したもの

織の職員をもって充てる。

第24条 [略]

2 [略]

3 緊急初動特別班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、本部にあつては総務部長が各部局長及び教育長と協議して指名し、地方支部にあつては副局長が指名し、又は広域振興局経営企画部長(県南広域振興局にあつては、総務部総務センター所長)が別表第5の右欄に掲げる構成機関又は組織の長(広域振興局にあつては、広域振興局の部長)と協議して指名する。

4 [略]

(配備体制)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分	配備基準	配備職員の範囲
(1) 本 指定職 部	[略]	
員配備 (1号)体制 (以下 「指定 職員配 備体制 」とい う。)		

		要と認めた場合	
地方支部	ア・イ [略] ウ 津波警報（津波）が発表された場合（沿岸の地方支部に限る。） エ～キ [略]	アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの	
(2) 主査以上配備体制（以下「主査以上配備体制」という。）	本 [略]		
上配備（2号）体制（以下「主査以上配備体制」という。）	広 ア 所管区域内に気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 ウ 所管区域内の市町村に震度6弱の地震が発生した場合 エ その他本部長が特に必	広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものの	

広域支部及び地方支部	ア・イ [略] ウ 津波警報（津波）が発表された場合（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。） エ～キ [略]	アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの	
(2) 主査以上配備体制（以下「主査以上配備体制」という。）	本 [略]		

		要と認めた場合	
地方支部	ア・イ [略] ウ 津波警報（津波）が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき（沿岸の地方支部に限る。）。 エ～カ [略]	アからカまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する地方支部の主査相当職以上の全職員	
(3) 本全職員	[略]		
配備（3号）体制	広 ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたととき。 イ 所管区域内の市町村に震度6強又は震度7の地震が発生した場合 ウ その他本部長が特に必要と認めた場合	広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものを	
地方支部	ア [略] イ 津波警報（大津波）が発表された場合（沿岸の地方支部に限る。） ウ・エ [略]	アからエまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する地方支部の全職員	

広域支部及び地方支部	ア・イ [略] ウ 津波警報（津波）が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。）。 エ～カ [略]	アからカまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員	
(3) 本全職員	[略]		
配備（3号）体制			
広域支部及び地方支部	ア [略] イ 津波警報（大津波）が発表された場合（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。） ウ・エ [略]	アからエまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の全職員	

(応援職員の配置)

第32条 各部長、広域支部長及び支部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する課等、地方支部又は班がある場合は、部内の他の課等、所管区域内の他の地方支部若しくは地方支部内の他の班から応援職員を配置し、又は、総務部長（広域支部を構成する地方支部の支部長にあつては、広域支部長）に対し応援職員の派遣を要請する。

2・3 [略]

4 総務部長は、応援職員の派遣に当たっては、岩手県議会事務局、岩手県人事委員会事務局、岩手県監査委員事務局及び岩手県労働委員会事務局並びに岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する地方行政機関、地方機関、試験研究機関及び公の施設等（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。

(災害情報の報告等)

第33条 [略]

2・3 [略]

4 各部長は、収集した災害情報のうち主要なものについて、本部長に報告し、必要と認めるものについては、次の措置を講じる。

(1) 関係支部長又は関係市町村災害対策本部長に対する通知

(2)・(3) [略]

別表第1（第5条関係）

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
総合政策部	総合政策部長	総合政策部副部長
地域振興部	地域振興部長	地域振興部副部長
[略]		
県土整備部	[略]	
総務部	総務部副部長	総務室管理課長
出納部	[略]	
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課等	課等の長に充てる	分掌事務

(応援職員の配置)

第32条 各部長、広域支部長及び支部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する課等、地方支部又は班がある場合は、部内の他の課等、所管区域内の他の地方支部若しくは地方支部内の他の班から応援職員を配置し、又は総務部長（広域支部を構成する地方支部の支部長にあつては、広域支部長）に対し応援職員の派遣を要請する。

2・3 [略]

4 総務部長は、応援職員の派遣に当たっては、岩手県議会事務局、岩手県人事委員会事務局、岩手県監査委員事務局及び岩手県労働委員会事務局並びに岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する広域振興局以外の出先機関（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。

(災害情報の報告等)

第33条 [略]

2・3 [略]

4 各部長は、収集した災害情報のうち主要なものについて、本部長に報告し、必要と認めるものについては、次の措置を講じる。

(1) 関係広域支部長及び関係支部長又は関係市町村災害対策本部長に対する通知

(2)・(3) [略]

別表第1（第5条関係）

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
秘書広報部	秘書広報室長	秘書課管理課長
総務部	総務部副部長	総務室管理課長
政策地域部	政策地域部長	政策地域部副部長（政策推進室長を兼ねる者に限る。）
[略]		
県土整備部	[略]	
出納部	[略]	
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課等	課等の長に充てる	分掌事務

		職	
総合政 策部	政策推進 課	政策推進 課総括課 長	部内各課等の連絡調整に関 すること。
	秘書課	秘書課総 括課長	本部長及び副本部長（副知 事に限る。）の秘書に関する こと。
	調査統計 課	調査統計 課総括課 長	他課等に対する応援に関す ること。
	広聴広報 課	[略]	
	国体推進 課	国体推進 課総括課 長	他課等に対する応援に関す ること。
	政策調査 監	政策調査 監	[略]

		職	
秘書広 報部	秘書課	秘書課総 括課長	部内各課等の連絡調整に関 すること。 本部長及び副本部長（副知 事に限る。）の秘書に関する こと。
	広聴広報 課	[略]	
	調査監	調査監	[略]
総務部	総務室	総務室長	部内各課等の連絡調整に関 すること。 公立大学法人岩手県立大学 の被害調査及び応急対策に 関すること。 情報の収集及び伝達に関す ること。
	人事課	人事課総 括課長	関係機関及び本部内各部に 対する職員の派遣及び派遣 のあっせん並びに応援に関 すること。
	予算調製 課	予算調製 課総括課 長	予算に関すること。 県議会に関すること。
	法務学事 課	法務学事 課総括課 長	文書の收受及び発送に関す ること。 私立学校の被害調査及び応 急対策に関すること。 通信関係の被害調査及び応 急対策に関すること（県施 設内及び県施設間によるも

							のに限る。)
					税務課	税務課総括課長	県税の減免等に関すること。
					管財課	管財課総括課長	県庁舎、地区合同庁舎及び公舎の被害調査及び応急対策に関すること。 県有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 本部用自動車及びその自動車燃料に関すること。 電話の応急仮設及び管理運営に関すること。
					総合防災室	総合防災室長	職員の非常招集及び配置に関すること。 危険物の保安に関すること。 高圧ガス及び火薬類施設の被害調査及び応急対策に関すること。 プロパンガスの調達及びあっせんに関すること。 岩手県消防学校及び岩手県立総合防災センターに関すること。 他部課等の主管に属さないこと。
					総務事務センター	総務事務センター所長	他課等に対する応援に関すること。
地域振興部	地域企画室	地域企画室長	[略] 陸上輸送（鉄道及び営業用バスによるものに限る。）に関すること。 鉄道関係の被害の取りまとめに関すること。	政策地域部	政策推進室	政策推進室長	[略] いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策に関すること。
	市町村課	[略]			市町村課	[略]	
	NPO・	[略]			調査統計課	調査統計課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
					NPO・	[略]	

	文化国際課		
	IT推進課	IT推進課総括課長	通信関係の被害の取りまとめに関する <u>こと。</u>
	地域振興支援室	地域振興支援室長	いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策に関する <u>こと。</u>
環境生活部	環境生活企画室	[略]	[略] 電力関係の被害の取りまとめに関する <u>こと</u> （企業部業務課の主管に属するものを除く。）。 [略]
	[略]		
保健福祉部	保健福祉企画室	[略]	部内各課等の連絡調整に関する <u>こと。</u> 岩手県環境保健研究センターに関する <u>こと。</u>
	医療国保課	医療国保課総括課長	[略] 医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関する <u>こと。</u>
	保健衛生課	保健衛生課総括課長	感染症指定医療機関の被害調査及び応急対策に関する <u>こと。</u> 医薬品及び医療資機材の調達及び輸送に関する <u>こと。</u>

	文化国際課		
	国体推進課	国体推進課総括課長	他課等に対する応援に関する <u>こと。</u>
	地域振興室	地域振興室長	陸上輸送（鉄道及び営業用バスによるものに限る。）に関する <u>こと。</u> 鉄道関係の被害調査及び応急対策に関する <u>こと。</u> 通信関係の被害調査及び応急対策に関する <u>こと。</u>
環境生活部	環境生活企画室	[略]	[略] 電力関係の被害調査及び応急対策に関する <u>こと</u> （企業部業務課の主管に属するものを除く。）。 [略]
	[略]		
保健福祉部	保健福祉企画室	[略]	部内各課等の連絡調整に関する <u>こと。</u> 新型インフルエンザ対策に関する <u>こと。</u> 岩手県環境保健研究センターに関する <u>こと。</u>
	医療推進課	医療推進課総括課長	[略] 医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関する <u>こと。</u> 感染症指定医療機関の被害調査及び応急対策に関する <u>こと。</u> 防疫に関する <u>こと</u> （新型インフルエンザ対策を除く。） <u>。</u>
	健康国保課	健康国保課総括課長	医薬品及び医療資機材の調達及び輸送に関する <u>こと。</u>

			保健指導に関すること。 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による給水に関すること。</u> 。 <u>防疫に関すること。</u> 防疫用資機材の調達及びあつせんに関すること。
[略]			
障がい保健福祉課	[略]	[略]	在宅の障害者の応急対策に関すること。
[略]			
[略]			
農林水産部	[略]		
農林水産部	農村建設課	[略]	[略] <u>海岸保全施設以外の農地・農業用施設及び農村生活環境施設の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された施設の被害調査及び応急対策に関すること。</u>
[略]			
	畜産課	[略]	広域農業開発事業により造成された施設の被害の <u>取りまとめ</u> に関すること。 [略]
[略]			
	森林保全課	[略]	[略] 林地荒廃の被害調査及び応急対策に関すること。

			保健指導に関すること。 防疫用資機材の調達及びあつせんに関すること。
[略]			
障がい保健福祉課	[略]	[略]	在宅の障害者の応急対策に関すること。 <u>地域精神保健医療活動の統括及び調整に関すること。</u>
[略]			
[略]			
農林水産部	[略]		
農林水産部	農村建設課	[略]	[略] 農地・農業用施設、 <u>農村生活環境施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設</u> の被害調査及び応急対策に関すること。
[略]			
	畜産課	[略]	広域農業開発事業により造成された施設の被害調査及び <u>応急対策</u> に関すること。 [略]
[略]			
	森林保全課	[略]	[略] 林地荒廃の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>林道の被害調査及び応急対策に関すること。</u>

	[略]		
	漁港漁村課	[略]	海岸保全施設以外の漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
	[略]		
県土整備部	[略]		
	道路建設課	[略]	道路の被害調査及び応急対策の応援に関すること。 林道の被害調査及び応急対策に関すること。
	[略]		
	河川課	[略]	[略] 河川及び海岸の施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
	[略]		
	都市計画課	[略]	都市計画施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
	[略]		
	建築住宅課	[略]	[略] 公営住宅の入居のあっせんに関すること。 住宅関係の金融対策に関すること。 [略]
	[略]		
総務部	総合防災室	総合防災室長	職員の非常招集及び配置に関すること。 危険物の保安に関すること。 高圧ガス及び火薬類施設の被害調査及び応急対策に関

	[略]		
	漁港漁村課	[略]	漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
	[略]		
県土整備部	[略]		
	道路建設課	[略]	道路の被害調査及び応急対策の応援に関すること。
	[略]		
	河川課	[略]	[略] 河川管理施設及び海岸保全施設（国土交通省の所管に属するものに限る。）の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
	[略]		
	都市計画課	[略]	都市施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
	[略]		
	建築住宅課	[略]	[略] 公営住宅の入居のあっせんに関すること。 民間賃貸住宅の情報提供に関すること。 住宅関係の金融対策に関すること。 [略]
	[略]		

		<p>すること。</p> <p>プロパンガスの調達及びあ っせんに関すること。</p> <p>岩手県消防学校及び岩手県 立総合防災センターに関す ること。</p> <p>他部課等の主管に属さない こと。</p>
総務室	総務室長	<p>部内各課等の連絡及び調整 に関すること。</p> <p>文書の収受及び発送に関す ること。</p> <p>私立学校の被害調査及び応 急対策に関すること。</p> <p>公立大学法人岩手県立大学 の被害調査及び応急対策に 関すること。</p> <p>情報の収集及び伝達に関す ること。</p>
人事課	人事課総 括課長	<p>関係機関及び本部内各部に 対する職員の派遣及び派遣 のあっせん並びに応援に関 すること。</p>
予算調製 課	予算調製 課総括課 長	<p>予算に関すること。</p> <p>県議会に関すること。</p>
税務課	税務課総 括課長	<p>県税の減免等に関すること 。</p>
管財課	管財課総 括課長	<p>県庁舎、地区合同庁舎及び 公舎の被害調査及び応急対 策に関すること。</p> <p>県有財産の被害調査及び応 急対策に関すること。</p> <p>本部用自動車及びその自動 車燃料に関すること。</p> <p>電話の応急仮設及び管理運 営に関すること。</p>
総務事務 センター	総務事務 センター 所長	<p>他課等に対する応援に関す ること。</p>

[略]			
医療部	管理課	管理課総括課長	[略]
	[略]		
	業務課	業務課総括課長	[略]
	システム管理室	システム管理室長	[略]
[略]			
[略]			
教育部	教育企画室	[略]	[略] 市町村立の小中学校及び幼稚園の施設及び設備の被害調査に関すること。 [略]
	[略]		
[略]			

別表第4（第10条、第12条関係）

広域支部の名称等

名称	場所	所管区域	構成地方支部
岩手県災害対策本部 南広域支部	県南広域振興局	花巻市	花巻地方支部、
		北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡	北上地方支部、 奥州地方支部、 一関地方支部

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

[略]			
医療部	経営管理課	経営管理課総括課長	[略]
	[略]		
	医事企画課	医事企画課総括課長	[略]
	業務支援課	業務支援課総括課長	[略]
[略]			
[略]			
教育部	教育企画室	[略]	[略] 市町村立の小中学校及び幼稚園の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
	[略]		
[略]			

別表第4（第10条、第12条関係）

広域支部の名称等

名称	所管区域	構成地方支部
岩手県災害対策本部 盛岡広域支部	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	盛岡地方支部
	岩手県災害対策本部 南広域支部	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡
岩手県災害対策本部 沿岸広域支部	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡 上閉伊郡 下閉伊郡（普代村を除く。）	釜石地方支部 宮古地方支部 大船渡地方支部
	岩手県災害対策本部 北広域支部	久慈市 二戸市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名称	場所	所管区域	構成機関
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	盛岡地方振興局	[略]	盛岡地方振興局、岩手県中央家畜保健衛生所、北上川上流流域下水道事務所、岩手県立中央病院、岩手県立沼宮内病院、盛岡教育事務所、岩手県立盛岡第一高等学校、岩手県立盛岡第二高等学校、岩手県立盛岡第三高等学校、岩手県立盛岡第四高等学校、岩手県立盛岡北高等学校、岩手県立盛岡南高等学校、岩手県立不来方高等学校、岩手県立杜陵高等学校、岩手県立盛岡農業高等学校、岩手県立盛岡工業高等学校、岩手県立盛岡商業高等学校、岩手県立沼宮内高等学校、岩手県立葛巻高等学校、岩手県立平館高等学校、岩手県立雫石高等学校、岩手県立紫波総合高等学校、岩手県立盛岡視覚支援学校、岩手県立盛岡聴覚支援学校、岩手県立盛岡となん支援学校、岩手県立盛岡青松支援学校、岩手県立盛岡峰南高等支援学校、岩手県立盛岡みたけ支援学校、岩手県盛岡東警察署、岩手県盛岡西警察署、岩手県岩手警察署、岩手県紫波警察署

名称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	[略]	盛岡広域振興局、岩手県中央家畜保健衛生所、北上川上流流域下水道事務所、岩手県立中央病院、岩手県立沼宮内病院、盛岡教育事務所、岩手県立盛岡第一高等学校、岩手県立盛岡第二高等学校、岩手県立盛岡第三高等学校、岩手県立盛岡第四高等学校、岩手県立盛岡北高等学校、岩手県立盛岡南高等学校、岩手県立不来方高等学校、岩手県立杜陵高等学校、岩手県立盛岡農業高等学校、岩手県立盛岡工業高等学校、岩手県立盛岡商業高等学校、岩手県立沼宮内高等学校、岩手県立葛巻高等学校、岩手県立平館高等学校、岩手県立雫石高等学校、岩手県立紫波総合高等学校、岩手県立盛岡視覚支援学校、岩手県立盛岡聴覚支援学校、岩手県立盛岡となん支援学校、岩手県立盛岡青松支援学校、岩手県立盛岡峰南高等支援学校、岩手県立盛岡みたけ支援学校、岩手県盛岡東警察署、岩手県盛岡西警察署、岩手県岩手警察署、岩手県紫波警察署
岩手県災害対策本部奥州地方支部	奥州市 胆沢郡	県南広域振興局経営企画部、県南広域振興局総務部、県南広域振興局県税部、県南広域振興局保健福祉環境部、県南広域振興局農政部、県南広域振興局林務部、県南広域振興局土木部、岩手県県南家畜保健衛生所、岩手県立胆沢病院、岩手県立江刺病院、県南教育事務所、岩手県立水沢高等学校、岩手県立水沢農業高等学校、岩手県立水沢工業高等学校、岩手県立水沢商業高等学校、岩手県立前沢高等学校、岩手県立金ヶ崎高等学校

						岩手県立岩谷堂高等学校 岩手県立前沢明峰支援学校 岩手県水沢警察署 岩手県江刺警察署
岩手県災害対策本部花巻地方支部	花巻総合支局	花巻市 遠野市	県南広域振興局花巻総合支局、岩手県南家畜保健衛生所、花巻空港事務所、岩手県立東和病院、花巻教育事務所、岩手県立花巻北高等学校、岩手県立花巻南高等学校、岩手県立花巻農業高等学校、岩手県立花北青雲高等学校、岩手県立大迫高等学校、岩手県立東和高等学校、岩手県立花巻清風支援学校、岩手県花巻警察署、岩手県立遠野病院、岩手県立遠野高等学校、岩手県立遠野緑峰高等学校、岩手県立遠野警察署	岩手県災害対策本部花巻地方支部	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局総務部花巻総務センター 県南広域振興局県税部花巻県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興センター 県南広域振興局農政部北上農村整備センター 県南広域振興局土木部花巻土木センター 県南広域振興局土木部北上土木センター 県南広域振興局土木部遠野土木センター 岩手県南家畜保健衛生所、花巻空港事務所、岩手県立中部病院 岩手県立遠野病院 岩手県立東和病院、中部教育事務所、岩手県立花巻北高等学校、岩手県立花巻南高等学校、岩手県立花巻農業高等学校、岩手県立花北青雲高等学校、岩手県立大迫高等学校、岩手県立黒沢尻北高等学校、岩手県立北上翔南高等学校、岩手県立黒沢尻工業高等学校、岩手県立西和賀高等学校、岩手県立遠野高等学校、岩手県立遠野緑峰高等学校、岩手県立花巻清風支援学校、岩手県花巻警察署、岩手県北上警察署、岩手県遠野警察署
岩手県災害対策本部北上地方支部	北上総合支局	北上市 和賀郡	県南広域振興局北上総合支局、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県立中部病院、北上教育事務所、岩手県立黒沢尻北高等学校、岩手県立北上翔南高等学校、岩手県立黒沢尻工業高等学校、岩手県立西和賀高等学校、岩手県北上警察署			
岩手県災害対策本部	県南広域振興局	奥州市 胆沢郡	県南広域振興局、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県立胆沢病院、岩手県立江刺病院、奥州教育事務			

奥州地方支部			所、岩手県立水沢高等学校、岩手県立水沢農業高等学校、岩手県立水沢工業高等学校、岩手県立水沢商業高等学校、岩手県立前沢高等学校、岩手県立金ヶ崎高等学校、岩手県立胆沢高等学校、岩手県立岩谷堂高等学校、岩手県立前沢明峰支援学校、岩手県水沢警察署、岩手県江刺警察署			
岩手県災害対策本部一関地方支部	一関総合支局	[略]	県南広域振興局一関総合支局、岩手県県南家畜保健衛生所、岩手県立磐井病院、岩手県立南光病院、一関教育事務所、岩手県立一関第一高等学校附属中学校、岩手県立一関第一高等学校、岩手県立一関第二高等学校、岩手県立一関工業高等学校、岩手県立花泉高等学校、岩手県立一関清明支援学校、岩手県一関警察署、岩手県立千厩病院、岩手県立大東病院、岩手県立大東高等学校、岩手県立千厩高等学校、岩手県千厩警察署	岩手県災害対策本部一関地方支部	[略]	県南広域振興局総務部一関総務センター 県南広域振興局県税部一関県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部一関農林振興センター 県南広域振興局農政部一関農村整備センター 県南広域振興局土木部一関土木センター 県南広域振興局土木部千厩土木センター 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立磐井病院 岩手県立南光病院 岩手県立千厩病院 岩手県立大東病院 県南教育事務所 岩手県立一関第一高等学校附属中学校 岩手県立一関第一高等学校 岩手県立一関第二高等学校 岩手県立一関工業高等学校 岩手県立花泉高等学校 岩手県立大東高等学校 岩手県立千厩高等学校 岩手県立一関清明支援学校 岩手県一関警察署 岩手県千厩警察署
岩手県災害対策本部大船渡地方支部	大船渡地方振興局	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	大船渡地方振興局、岩手県県南家畜保健衛生所、岩手県漁業取締事務所、岩手県立大船渡病院、岩手県立高田病院、大船渡教育事務所、岩手県立高田高等学校、岩手県立大船渡高等学校、岩手県立大船渡東高等学校、岩手県立住田高等学校、岩手県立気仙光陵支援学校、岩手県大船渡警察署			
岩手県	釜石地	[略]	釜石地方振興局、岩手県県南家畜	岩手県災害対	[略]	沿岸広域振興局経営企画部 沿岸

<p>災害対策本部 釜石地方支部</p>	<p><u>方振興局</u></p>	<p>保健衛生所、岩手県漁業取締事務所、岩手県水産技術センター、岩手県立釜石病院、岩手県立大槌病院、釜石教育事務所、岩手県立釜石高等学校、岩手県立釜石商工高等学校、岩手県立大槌高等学校、岩手県立釜石祥雲支援学校、岩手県釜石警察署</p>	<p>策本部釜石地方支部</p>	<p><u>広域振興局保健福祉環境部</u> 沿岸 <u>広域振興局農林部</u> 沿岸<u>広域振興局水産部</u> 沿岸<u>広域振興局土木部</u> __岩手県南家畜保健衛生所__岩手県漁業取締事務所__岩手県水産技術センター__岩手県立釜石病院__岩手県立大槌病院 沿岸南部<u>教育事務所</u> 岩手県立釜石高等学校__岩手県立釜石商工高等学校__岩手県立大槌高等学校__岩手県立釜石祥雲支援学校__岩手県釜石警察署</p>
<p>岩手県災害対策本部 宮古地方支部</p>	<p><u>宮古地方振興局</u></p>	<p>[略] 宮古地方振興局、岩手県中央家畜保健衛生所、岩手県漁業取締事務所、岩手県立宮古病院、岩手県立山田病院、宮古教育事務所、岩手県立山田高等学校、岩手県立宮古高等学校、岩手県立宮古北高等学校、岩手県立宮古工業高等学校、岩手県立宮古商業高等学校、岩手県立宮古水産高等学校、岩手県立岩泉高等学校、岩手県立宮古恵風支援学校、岩手県宮古警察署、岩手県岩泉警察署</p>	<p>岩手県災害対策本部 宮古地方支部</p>	<p>[略] <u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター</u> 沿岸<u>広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター</u> 沿岸<u>広域振興局農林部宮古農林振興センター</u> 沿岸<u>広域振興局水産部宮古水産振興センター</u> 沿岸<u>広域振興局土木部宮古土木センター</u> 沿岸<u>広域振興局土木部岩泉土木センター</u> 岩手県中央家畜保健衛生所__岩手県漁業取締事務所__岩手県立宮古病院__岩手県立山田病院__宮古教育事務所__岩手県立山田高等学校__岩手県立宮古高等学校__岩手県立宮古北高等学校__岩手県立宮古工業高等学校__岩手県立宮古商業高等学校__岩手県立宮古水産高等学校__岩手県立岩泉高等学校__岩手県立宮古恵風支援学校__岩手県宮古警察署__岩手県岩泉警察署</p>
			<p>岩手県災害対策本部 大船渡地方支部</p>	<p><u>大船渡市</u> <u>陸前高田市</u> <u>気仙郡</u> <u>沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター</u> 沿岸<u>広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター</u> 沿岸<u>広域振興局農林部大船渡農林振興センター</u> 沿岸<u>広域振興局水産部大船渡水産振興センター</u> 沿岸<u>広域振興局土木部大船渡土木センター</u> 岩手県南家畜保健衛生所 岩手県漁業取</p>

岩手県 災害対 策本部 久慈地 方支部	久慈地 方振興 局	[略]	久慈地方振興局、岩手県県北家畜 保健衛生所、岩手県漁業取締事務 所、岩手県立久慈病院、久慈教育 事務所、岩手県立久慈高等学校、 岩手県立久慈工業高等学校、岩手 県立久慈東高等学校、岩手県立種 市高等学校、岩手県立大野高等学 校、岩手県立久慈拓陽支援学校、 岩手県久慈警察署
岩手県 災害対 策本部 二戸地 方支部	二戸地 方振興 局	[略]	二戸地方振興局、岩手県県北家畜 保健衛生所、岩手県立二戸病院、 岩手県立軽米病院、岩手県立一戸 病院、二戸教育事務所、岩手県立 軽米高等学校、岩手県立伊保内高 等学校、岩手県立福岡高等学校、 岩手県立福岡工業高等学校、岩手 県立一戸高等学校、岩手県二戸警 察署

別表第6 (第19条関係)

地方支部に置く班並びに班長及び副班長

班	班長に充てる職	副班長に充てる職
総務班	広域振興局総務部長	広域振興局総務部総務課長
	広域振興局総合支局	広域振興局総合支局地域支
	地域支援部長	援部総務入札課長

			縮事務所 岩手県立大船渡病院 岩手県立高田病院 沿岸南部教育 事務所 岩手県立高田高等学校 岩手県立大船渡高等学校 岩手県 立大船渡東高等学校 岩手県立住 田高等学校 岩手県立気仙光陵支 援学校 岩手県大船渡警察署
岩手県災害対 策本部久慈地 方支部	[略]	県北広域振興局経営企画部 県北 広域振興局保健福祉環境部 県北 広域振興局農政部 県北広域振興 局林務部 県北広域振興局水産部 __ 県北広域振興局土木部 岩手県 県北家畜保健衛生所__ 岩手県漁業 取締事務所__ 岩手県立久慈病院__ __ 県北教育事務所 岩手県立久慈高 等学校__ 岩手県立久慈東高等学 校__ 岩手県立久慈工業高等学 校__ 岩手県立種市高等学 校__ 岩手県立大 野高等学 校__ 岩手県立久慈拓陽支 援学校__ 岩手県久慈警察署	
岩手県災害対 策本部二戸地 方支部	[略]	県北広域振興局経営企画部二戸地 域振興センター 県北広域振興局 保健福祉環境部二戸保健福祉環境 センター 県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター 県北広域 振興局土木部二戸土木センター 岩手県県北家畜保健衛生所__ 岩手 県立二戸病院__ 岩手県立軽米病院 __ 岩手県立一戸病院 県北教育事 務所__ 岩手県立軽米高等学 校__ 岩 手県立伊保内高等学 校__ 岩手県立 福岡高等学 校__ 岩手県立福岡工業 高等学 校__ 岩手県立一戸高等学 校__ 岩手県二戸警察署	

別表第6 (第19条関係)

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

班	班長に充てる職	構成機関又は組織
総務班	広域振興局経営企画 部管理主幹	広域振興局経営企画部
	広域振興局経営企画	広域振興局経営企画部地域 振興センター

	地方振興局企画総務部長	地方振興局企画総務部管理主幹
福祉班	広域振興局保健福祉環境部長 広域振興局総合支局保健福祉環境部長 地方振興局保健福祉環境部長	広域振興局保健福祉環境部保健福祉室長 広域振興局総合支局保健福祉環境部管理福祉課長 地方振興局保健福祉環境部保健福祉室長（福祉課長）
保健環境班	広域振興局保健福祉環境技監 広域振興局総合支局保健福祉環境技監 地方振興局保健福祉環境技監	広域振興局保健福祉環境部環境課長 広域振興局総合支局保健福祉環境部環境衛生課長（衛生環境課長） 地方振興局保健福祉環境部環境衛生課長（企画管理課長、企画環境課長）
農林班	広域振興局農林部長 広域振興局総合支局農林部長 地方振興局農政（林）部長	広域振興局農林部地域農政推進課長 広域振興局総合支局農林部農林水産調整主幹 地方振興局農政（林）部農業振興室長（農林水産調整監（主幹））
水産班	地方振興局水産部長	地方振興局水産部水産課長
土木班	広域振興局土木部長 広域振興局総合支局土木部長 地方振興局土木部長	広域振興局土木部調整課長 広域振興局総合支局土木部管理課長（管理用地課長） 地方振興局土木部管理用地室長（管理課長）
県立病院班	[略]	県立病院副院長（事務局長）
教育事務所班	[略]	企画総務課長
県立学	[略]	県立学校副校長

	部地域振興センター所長 広域振興局総務部長 広域振興局総務部総務センター入札課長	広域振興局総務部 広域振興局総務部総務センター 広域振興局県税部 広域振興局県税部県税センター
福祉班	広域振興局保健福祉環境部長 広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター所長	広域振興局保健福祉環境部 広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター
保健環境班	広域振興局保健福祉環境技監	
農林班	広域振興局農政（林）部長 広域振興局農政（林）部農林振興センター所長	広域振興局農政（林）部 広域振興局農政（林）部農林振興センター 広域振興局農政部農村整備センター 広域振興局林務部
水産班	広域振興局水産部長 広域振興局水産部水産振興センター所長	広域振興局水産部 広域振興局水産部水産振興センター
土木班	広域振興局土木部長 広域振興局土木部土木センター所長	広域振興局土木部 広域振興局土木部土木センター
県立病院班	[略]	県立病院
教育事務所班	[略]	教育事務所
県立学	[略]	県立学校

校班		
警察署班	[略]	<u>警察署副署長（次長）</u>
その他支部長が必要と認める班	[略]	<u>機関の長の職務を代理する職にある者</u>

別表第8（第24条関係）

緊急初動特別班の構成及び分掌事務

	班名	人員	配備場所	分掌事務
	[略]			
地方支部	総務班	[略]	<u>総務部室、地域支援部室、企画総務部室又は支部室</u>	[略]
	対策班	[略]	<u>総務部室、地域支援部室、企画総務部室又は支部室</u>	[略]
	[略]			

別表第9（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	<u>総合政策部</u>	<u>政策推進課、広聴広報課</u>
	<u>地域振興部</u>	<u>地域企画室</u>
	<u>環境生活部</u>	[略]
	[略]	
	<u>県土整備部</u>	[略]
	<u>総務部</u>	<u>総合防災室、総務室、管財課</u>
	<u>医療部</u>	<u>管理課</u>
	[略]	
地方支部	総務班	<u>広域振興局総務部及び税務部</u> <u>広域振興局総合支局地域支援部</u> <u>地方振興局企画総務部</u>

校班		
警察署班	[略]	<u>警察署</u>
その他支部長が必要と認める班	[略]	<u>当該班を構成する機関</u>

別表第8（第24条関係）

緊急初動特別班の構成及び分掌事務

	班名	人員	配備場所	分掌事務
	[略]			
地方支部	総務班	[略]	<u>経営企画部室若しくは経営企画部地域振興センター室、総務部室若しくは総務部総務センター室又は支部室</u>	[略]
	対策班	[略]	<u>経営企画部室若しくは経営企画部地域振興センター室、総務部室若しくは総務部総務センター室又は支部室</u>	[略]
	[略]			

別表第9（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	<u>秘書広報部</u>	<u>秘書課、広聴広報課</u>
	<u>総務部</u>	<u>総務室、法務学事課、管財課、総合防災室</u>
	<u>政策地域部</u>	<u>政策推進室、地域振興室</u>
	<u>環境生活部</u>	[略]
	[略]	
	<u>県土整備部</u>	[略]
	<u>医療部</u>	<u>経営管理課</u>
	[略]	
地方支部	総務班	<u>広域振興局経営企画部</u> <u>広域振興局経営企画部地域振興センター</u>

			<u>広域振興局総務部</u> <u>広域振興局総務部総務センター</u> <u>広域振興局県税部</u> <u>広域振興局県税部県税センター</u>
福祉班	広域振興局保健福祉環境部	福祉班	広域振興局保健福祉環境部
保健環境班	<u>広域振興局総合支局保健福祉環境部</u> <u>地方振興局保健福祉環境部</u>	保健環境班	<u>広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター</u>
農林班	<u>広域振興局農林部</u> <u>広域振興局総合支局農林部</u> <u>地方振興局農政（林）部</u>	農林班	<u>広域振興局農政（林）部</u> <u>広域振興局農政（林）部農林振興センター</u> <u>広域振興局農政部農村整備センター</u> <u>広域振興局林務部</u>
水産班	<u>地方振興局水産部</u>	水産班	<u>広域振興局水産部</u> <u>広域振興局水産部水産振興センター</u>
土木班	<u>広域振興局土木部</u> <u>広域振興局総合支局土木部</u> <u>地方振興局土木部</u>	土木班	<u>広域振興局土木部</u> <u>広域振興局土木部土木センター</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。